

渋川市養育費確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、ひとり親における養育費の債務名義化を促進し、ひとり親が養育費を継続して受け取ることのできる環境を整えるため、養育費の確保のために必要な経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に該当する者をいう。
- (2) 児童 児童扶養手当の対象児童をいう。
- (3) 公正証書等 ひとり親が現に扶養する児童に対する養育費を取り決めた債務名義（公正証書、審判書、調停調書、和解調書及び判決書に限る。）をいう。
- (4) 養育費保証契約 ひとり親と保証会社が契約した、保証期間が1年以上の養育費保証契約
- (5) 養育費請求調停申立 離婚後に行う養育費請求調停申立をいう。
- (6) 養育費強制執行申立 未払の養育費に係る強制執行申立をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、市内に居住し、交付申請時において、児童扶養手当を受給しているひとり親であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること。
- (2) 過去に同一の児童を対象として、国又は地方公共団体（本市を含む。）から公正証書等作成、養育費保証契約、養育費請求調停申立又は養育費強制執行申立に関する同趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 公正証書等作成経費

ア 公証人手数料令（平成5年政令第224号。以下「令」という。）に定められた公証人手数料のうち、次に掲げるもの

(ア) 令第9条に定める手数料

(イ) 令第25条に定める証書の枚数による加算

(ウ) 令第39条に定める送達手数料

(エ) 令第42条に定める送達料金

イ 家庭裁判所の調停申立又は裁判に要する収入印紙代及び郵便切手代（養育費の取決めに係る部分に限る。）

ウ 戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に関連するものに限る。）

(2) 養育費保証契約経費 養育費の取決めの対象となる児童について初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が初回に負担する経費

(3) 養育費請求調停申立等経費

ア 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）から実費の立替えを受けていない場合

(ア) 養育費請求調停申立に要する弁護士費用（着手金に限る。）

(イ) 養育費請求調停申立に要する収入印紙代及び郵便切手代

(ウ) 戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に関連するものに限る。）

イ 法テラスから実費の立替えを受けている場合 法テラスへの償還金のうち、ア（ア）から（ウ）までに係るもの

(4) 養育費強制執行申立等経費

ア 法テラスから実費の立替えを受けていない場合

(ア) 養育費強制執行申立に要する弁護士費用（着手金に限る。）

(イ) 養育費強制執行申立に要する収入印紙代及び郵便切手代

(ウ) 戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に関連するものに限る）

。)

イ 法テラスから実費の立替えを受けている場合 法テラスへの償還金のうち、ア（ア）から（ウ）までに係るもの

（補助金の額）

第5条 この補助金の額は、補助対象経費の10分の10の額とし、限度額は次に掲げるとおりとする。

- （1） 公正証書等作成経費 3万円
- （2） 養育費保証契約経費 5万円
- （3） 養育費請求調停申立等経費 10万円
- （4） 養育費強制執行申立等経費 10万円

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。